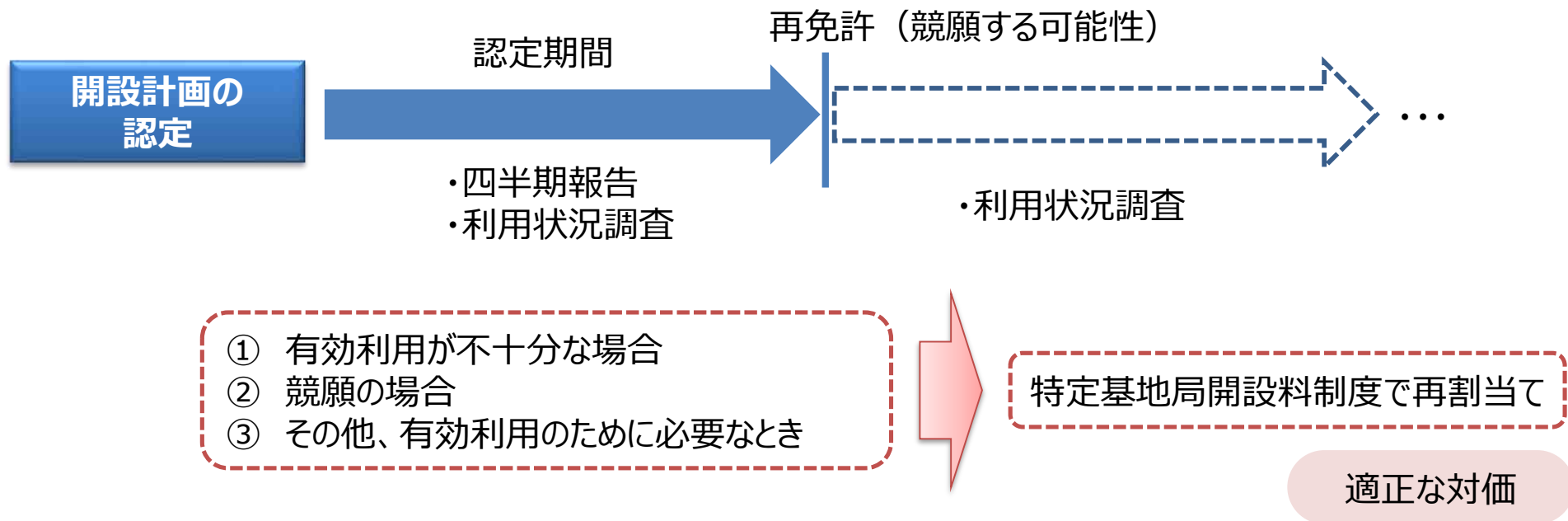


(1) 再割当て制度の導入

- 特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、**電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願が発生する場合など**には、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で**周波数を再割当てする仕組みを導入**する。

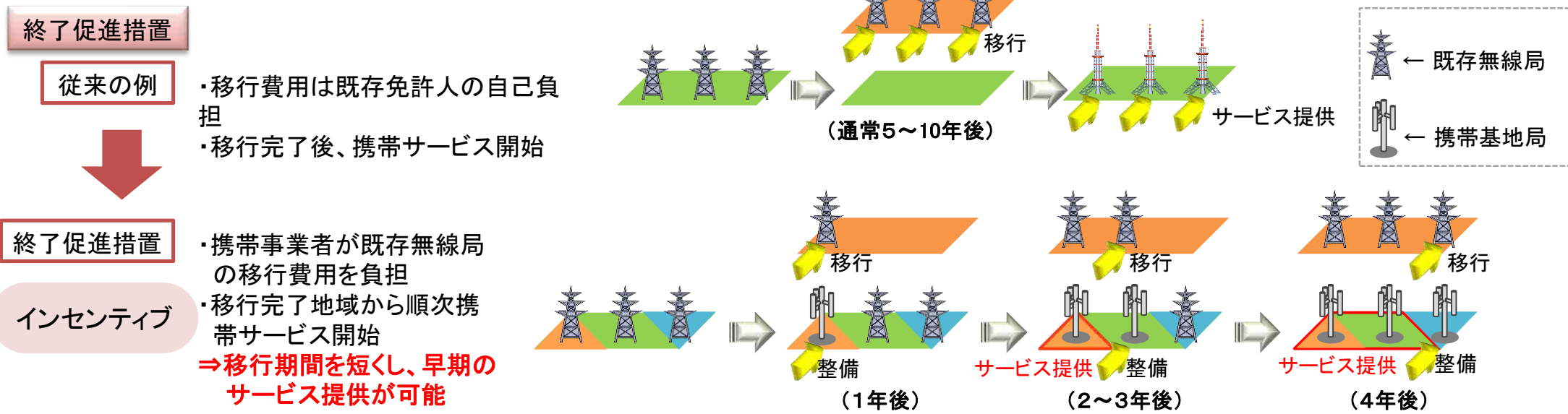


- ※ 1 この仕組みを導入する目的は、公平に周波数獲得の「機会」(手を挙げる機会)を付与して対等に競争する場を提供することであり、「結果の平等」まで求めるものではないことに留意。
- ※ 2 いわゆるプラチナバンドについても例外的な特別の扱いとするのではなく、どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当て制度を整備。

c. 有効利用が不十分な周波数の返上・再割当ての仕組みの構築

(2) 周波数移行のインセンティブ

- 周波数移行が必要な場合、周波数の変更等に要する費用を当該周波数を新たに利用する者が負担することで、**携帯電話以外の電波利用システムから携帯電話への早期かつ円滑な周波数移行を可能とする「終了促進措置」**を平成23年に創設。
- 終了促進措置を活用して周波数移行を実施している900MHz帯においては、4年間で全国にてサービス提供を開始しており、移行先周波数の早期活用が実現。700MHz帯においても既存無線局の移行がほぼ全て終了。（別紙）
- また、更なる周波数の再編促進の観点から、終了促進措置について、
 - **公共業務用無線局から携帯電話への移行も実施中。**
 - **既存免許人の業務を中断することなく円滑に移行を完了するために必要な経費についても、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲**として実施中。



携帯電話システムの周波数確保に向けた主な周波数再編

700/800/900MHz帯

【700MHz帯】

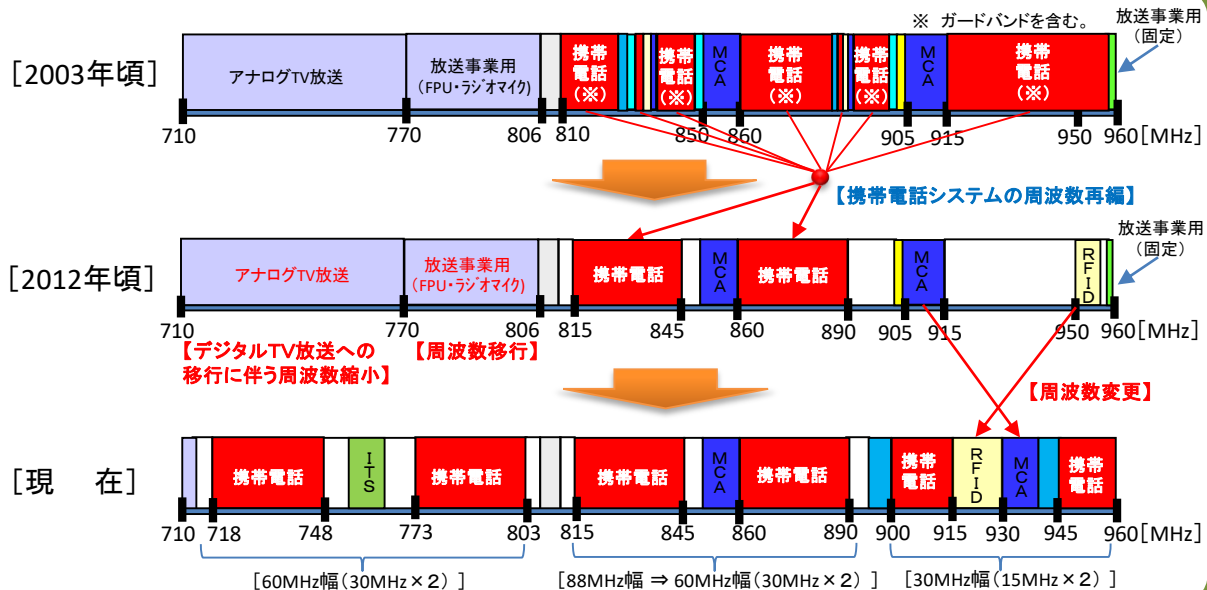
アナログTV放送の跡地及び放送事業用FPU等を移行することで携帯電話システムの周波数を確保。 [60MHz幅 (30MHz × 2)]

【800MHz帯】

携帯電話システムの第3世代システムへの移行及び国際的な周波数との調和を図るために携帯電話システムの周波数再編。 [88MHz幅 ⇒ 60MHz幅 (30MHz × 2)]

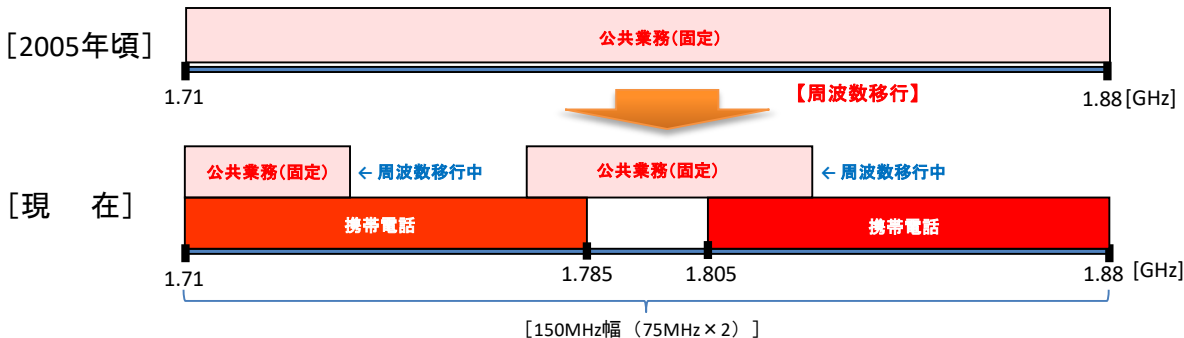
【900MHz帯】

放送事業用の固定業務の移行や各種移動業務の周波数変更等により携帯電話システムの周波数を確保。 [30MHz幅 (15MHz × 2)]



1.7GHz帯

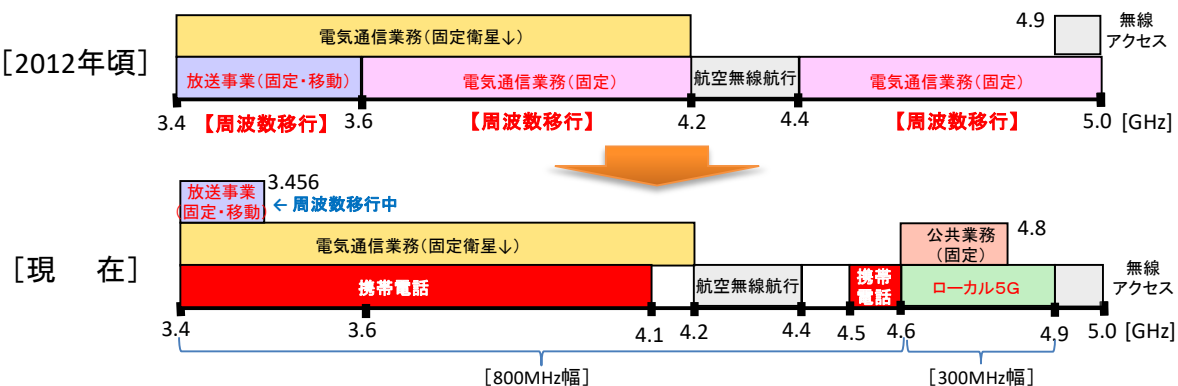
公共業務用の固定業務を移行することで、携帯電話システムの周波数を確保。 [150MHz幅 (75MHz × 2)]



3.4/3.7/4.5GHz帯

電気通信業務用の固定業務を光ファイバーへの置換えや高い周波数帯への移行、及び放送事業用の固定業務・移動業務を他の周波数帯へ移行することで、携帯電話システムやローカル5Gの周波数を確保。

[1100MHz幅 : 800MHz(携帯電話)+300MHz(ローカル5G)]

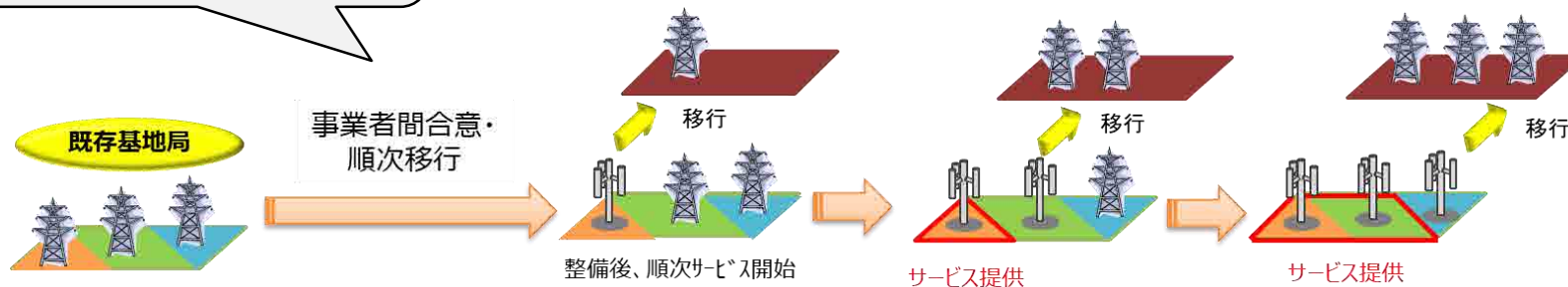


(3) 周波数移行のインセンティブの拡充

- 今般、周波数の有効利用が不十分な携帯電話事業者の無線局（同種の無線局）の周波数移行を促進するための終了促進措置を導入する予定。
- 終了促進措置の協議が調わない場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入する予定。

○ 同種の無線局による終了促進措置の活用（イメージ）

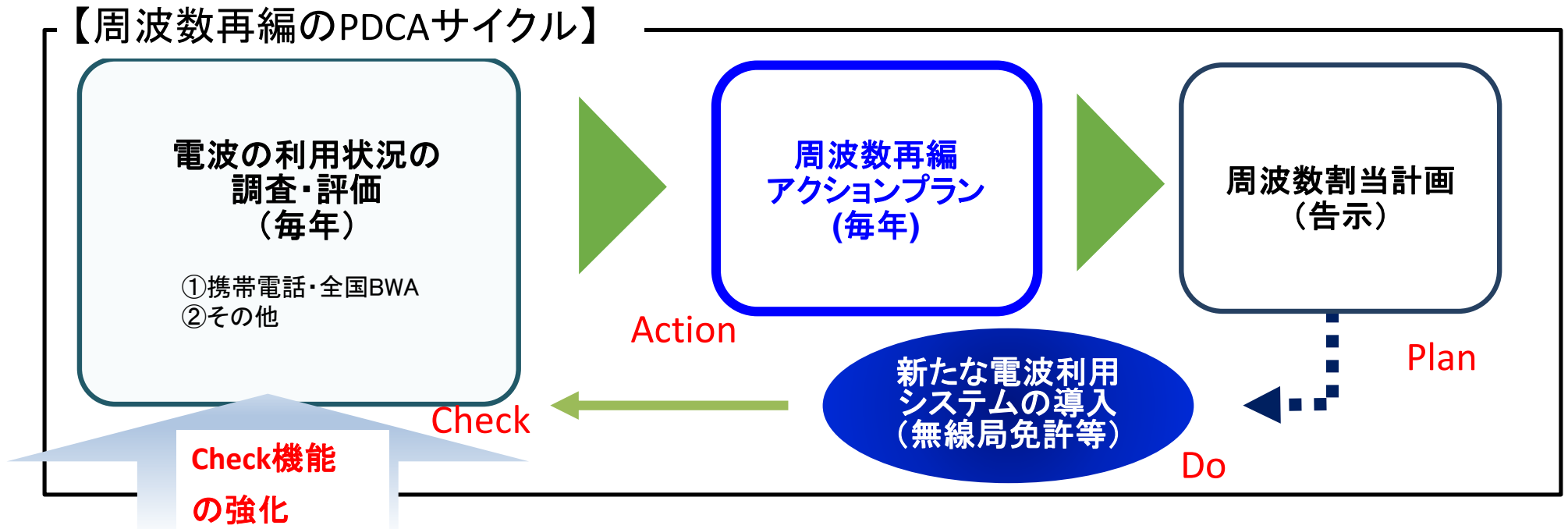
協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会においてあっせん・仲裁を申請できる仕組み



- 新たな事業者が既存基地局を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮

(4) 電波の利用状況調査の評価・提言機能の強化

■ 分野横断的な周波数再編、再割当て等を推進するため、これまで総務大臣が行ってきた電波の利用状況調査及び評価について、電波監理審議会が主体的に実施するよう機能強化を図る予定。



【電波監理審議会の機能整備(例)】

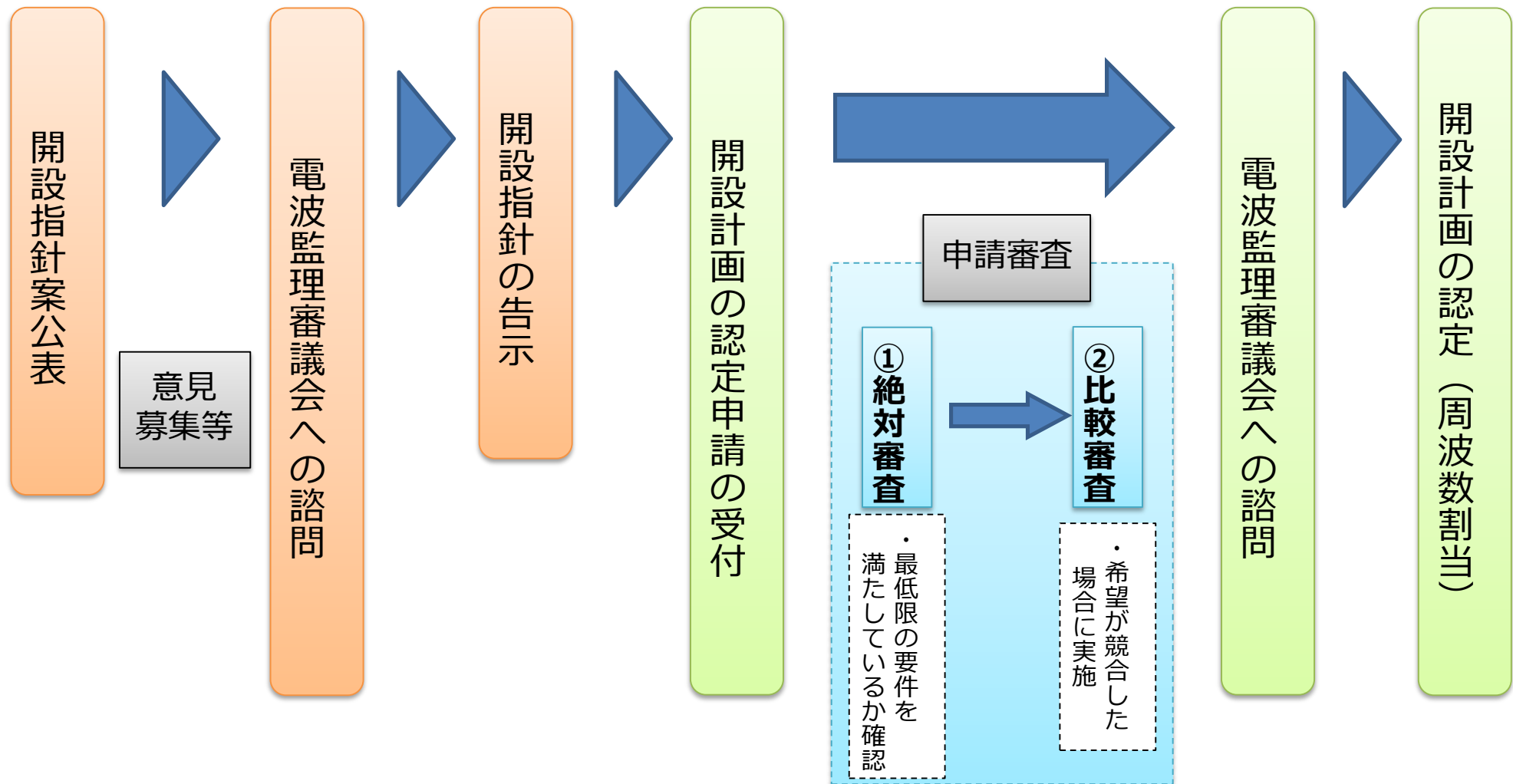
- 有効利用の評価方針
- 有効利用の評価・提言(周波数再編、再割当て等)
- 自律的なヒアリング

電波の利用ニーズが高い帯域等での周波数再編、再割当てを加速

d. 特定基地局開設料制度の着実な推進

○ 携帯電話事業者への周波数割当ての流れ

■ 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、開設計画（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが免許申請可能。



特定基地局開設料制度について

周波数の経済的価値を踏まえた割当手続

- 5G等の電気通信業務用の周波数の割当て（開設計画の認定）に当たり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査することができるよう規定を整備。
- 認定を受けた事業者は申し出た金額（特定基地局開設料）を国庫に納付することとし、特定基地局開設料の収入はSociety 5.0の実現に資する施策に充てる。
- 特定基地局開設料制度の創設を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立。
- 令和3年4月の1.7GHz（東名阪以外）の周波数の割当てに当たり、初めて適用した。
- 令和3年度に実用化するダイナミック周波数共用システム、現在検討している周波数の再割当制度も含め、特定基地局開設料制度による周波数割当てを着実に実施。**

比較審査項目

見直し後	
エリア展開	○点
サービス	○点
周波数の経済的価値	○点
指定済周波数等	○点
合計	○点

申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

割当てを受けた者は、申し出た額（特定基地局開設料）を国庫に納付

※特定基地局開設料は、認定の期間中、毎年度、一定額を納付。本年4月の1.7GHz東名阪以外バンド認定により、今後7年間、年額67億円が納付される（初年度分は**既に納付済**）。

Society5.0の実現に資する施策に充当

- ①電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備促進
- ②当該ネットワーク上に流通する情報の活用による高付加価値の創出促進
- ③当該高付加価値の活用による社会的諸課題の解決促進

※特定基地局開設料の用途は法定。

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準** (最低限の要件) に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査 (競願時審査)** を実施。
⇒ 審査の結果、**評価点数の合計の高い者に割当てを実施。**

① 絶対審査 (項目例)

- | | |
|---|---|
| 1. エリア展開
- 5G基盤展開率が50%以上となる計画 | 3. サービス
- アクション・プラン ^(※2) の内容を踏まえた取組計画がある |
| 2. 特定基地局開設料
- 特定基地局開設料が、31億円/年以上 ^(※1)
(標準的な金額を著しく下回る金額) | 4. その他
- 既存事業者へ事業譲渡しない 等 |

② 比較審査 (項目例)

- | | |
|---|--|
| 1. エリア展開
- 5G基盤展開率がより大きい
- 特定基地局開設数がより多い | 3. サービス
- アクション・プラン ^(※2) の内容を踏まえた取組計画がより充実している
(例: SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組) |
| 2. 特定基地局開設料
- 特定基地局開設料の金額がより大きい | 4. 指定済周波数
- 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない 等 |

周波数の割当て

※1 「1.7GHz帯 (東名阪以外) の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」 参照

※2 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」 (令和2年10月27日総務省)

(参考) 5G用周波数(1.7GHz帯東名阪以外)の割当て審査結果

- 4者についていずれも絶対審査基準に適合。
- 比較審査を実施したところ、結果は以下のとおり。
- ※ 審査結果は、電波監理審議会(令和3年4月14日)において審議(3月29日非公開ヒアリング実施済)。

審査事項		NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル
I	A 認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	① 12点 (5G基盤展開率:95.0%)	④ 3点 (5G基盤展開率:60.6%)	② 11点 (5G基盤展開率:94.9%)	③ 9点 (5G基盤展開率:80.4%)
	B 認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと	③ 3点 (14,850局)	④ 1.5点 (6,790局)	② 4.5点 (16,000局)	① 6点 (29,798局)
	C 認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと	① 6点 (1,320局)	④ 1.5点 (283局)	③ 3点 (300局)	② 4.5点 (618局)
II	D MVNO促進の取組がより進んでいること	③ 4点 (2023年度:180,146円/10Mbps)	④ 2点 (2023年度:184,192円/10Mbps)	② 6点 (2023年度:161,000円/10Mbps)	① 8点 (2023年度:145,393円/10Mbps)
	E SIMロック解除に係る取組がより進んでいること	② 6点 (2021年9月:68.6%)	③ 4点 (2021年10月:69%)	④ 2点 (2021年10月:97%)	① 8点 (2021年4月:0%)
	F スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること	③ 4点 (2021年8月:37.2%)	② 6点 (2021年4月:53.7%)	④ 2点 (2021年8月:1%)	① 8点 (2021年4月:67%)
III	G 特定基地局開設料の金額がより大きいこと	① 24点 100億円/年 (7年間で総額700億円)	③ 12点 62億円/年 (7年間で総額434億円)	③ 12点 62億円/年 (7年間で総額434億円)	② 18点 67億円/年 (7年間で総額469億円)
IV	H 指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと	③ 12点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:840MHz) (指定済周波数当たりの契約数:9.6万契約/MHz(R2.9月末時点))	④ 6点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:840MHz) (指定済周波数当たりの契約数:7.1万契約/MHz(R2.9月末時点))	② 18点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:750MHz) (指定済周波数当たりの契約数:6.3万契約/MHz(R2.9月末時点))	① 24点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:540MHz) (指定済周波数当たりの契約数:0.2万契約/MHz(R2.9月末時点))
合計点		71点[2位]	36点[4位]	58.5点[3位]	85.5点[1位]

- 「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する」(電波法第1条)観点から、我が国の携帯電話用周波数の割当方式の抜本的な見直しを行い、達成すべき条件(エリアカバー率等)を確保しつつ、経済的価値を一層反映した、周波数割当方式の実現を目指す。
- そのため、新たに検討会を開催し、諸外国の周波数割当方式を幅広く調査・分析し、オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を取りまとめる。(令和3年度内に1次取りまとめを予定)
- 1次取りまとめを受け、諸外国の携帯電話用周波数割当方式のメリット等を踏まえた、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討する。
(令和4年7月頃に2次取りまとめを予定)

主な検討内容

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 我が国の携帯電話用周波数割当方式の検証 2 諸外国の携帯電話用周波数割当方式の調査・分析 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸外国の周波数割当方式の調査・分析 (2) オークション方式等のメリットの整理 (3) オークション方式等のデメリットへの対応策の整理 | <ul style="list-style-type: none"> 3 1及び2を受け、諸外国の携帯電話用周波数割当方式のメリット等を踏まえた、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討 4 その他 |
|--|--|

【参考】構成員

(座長)	柳川 範之	東京大学大学院 経済学研究科 教授	佐野 隆司	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授
(座長代理)	高田 潤一	東京工業大学 副学長	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	飯塚 留美	(一財) マルチメディア振興センター ICTリサーチ&コンサルティング部 シニア・リサーチディレクター	寺田 麻佑	国際基督教大学 教養学部 上級准教授
	石田 幸枝	(公社) 全国消費生活相談員協会 理事	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
	黒田 敏史	東京経済大学 経済学部 准教授	三友 仁志	早稲田大学 国際学術院アジア太平洋研究科 教授